

1 融資の目的

この融資は、市内において新たに事業を開始しようとする者等に対し、必要な運転資金及び設備資金の融資のあっせんを行うことにより、起業家の支援及び雇用の創出を促進し、もって次の本市を支える産業の育成や地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

2 受付期間 随時**3 融資あっせん内容****① 融資の内容**

資金使途	融資限度額	融資利率（固定金利）	融資期間	据置期間	償還方法	保証料率
運転資金	3,000万円	返済期間が 3年以内 年1.40%	7年以内	1年以内	月賦償還	0.80%以内
		3年超から5年以内 年1.50%				
設備資金		5年超から10年以内 年1.60%	10年以内			

(注) 借入金額の1/10以上の自己資金を有することが条件となります。

運転資金と設備資金を併用する場合の融資期間は、運転資金に定める期間以内となります。

- ② 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。担保は保証協会の定めによる。
- ③ 連帯保証人は、個人事業主は原則として不要。法人の場合は、保証協会の定めによる。
- ④ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記保証料率に0.25%又は0.45%上乗せになります。
- ⑤ 保証料率について、加須市商工会の会員、又は、加須市が交付する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を取得された方は規定の保証料率から0.1%引き下がります。

4 融資の対象者

個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に本店登記がされ、市内に事業所又は店舗を有し、下記の（ア）～（カ）のいずれかに該当する方で、①から⑥の融資条件を全て満たしている方。

個人または個人事業主の方

- (ア) **1ヶ月以内（認定者※は6ヶ月以内）**に新たに事業を開始する具体的な計画を有している。
- (イ) **2ヶ月以内（認定者※は6ヶ月以内）**に新たに会社を設立し、新たに事業を開始する具体的な計画を有している。
- (ウ) 新たに事業を開始した日から**5年未満**のもの。

※認定者とは、認定特定創業支援事業により経産省で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者

法人（中小事業者）の方

- (エ) 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該新たに設立した会社が、事業を開始する具体的な計画を有している。
- (オ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から**5年未満**のもの。
- (カ) 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日から**5年未満**のもの。

融資条件

- ① 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。
- ② 事業内容が堅実で、資金の返済が確実と認められること。
- ③ 市税及び事業税を期限内完納していること。
- ④ 埼玉県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けている者にあっては、その融資に対する償還を延滞していないこと。
- ⑤ 埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた者にあっては、その代位弁済による債務を完済していること。
- ⑥ 手形交換取引停止処分中（停止処分に準じるもの）を含む。）でないこと。
- ⑦ 申請前に取扱い指定金融機関の信用調査を受けているもの。

5 取扱い指定金融機関

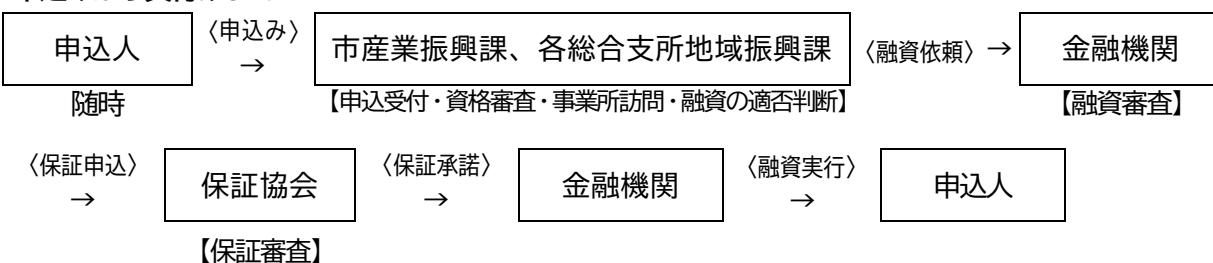
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店 | <input type="checkbox"/> 足利銀行 加須支店、古河支店 |
| <input type="checkbox"/> 武蔵野銀行 加須支店 | <input type="checkbox"/> 埼玉県信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店 |
| <input type="checkbox"/> 川口信用金庫 鶯宮支店、栗橋支店 | |

6 申請書類及び添付書類

No.	書類名	個人	法人	備考（取得先等）	チェック
1	加須市起業家育成資金融資申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
2	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		<input type="radio"/>	法務局	
	営業証明書	<input type="radio"/>		税務課	
3	許認可証の写し(開始後取得は後日提出)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	許認可事業のみ	
	受注明細票(建設業で許認可のない場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
4	法人の印鑑登録証明書		<input type="radio"/>	法務局	
5	個人の印鑑登録証明書	<input type="radio"/>		市民課	
6	納税証明（市税完納）等申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	税務課	
7	住民票	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市民課	
8	創業計画書 または1期以上の決算・確定申告がある場合は事業の概要等調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
9	見積書、カタログ、設計図、建築確認済証の写し等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	設備のみ	
10	経歴書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11	個人情報取扱に関する同意書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
12	印鑑登録証明書		<input type="radio"/>		
13	連帯保証人 所得証明書又は源泉徴収票等		<input type="radio"/>		
14	資産証明書又は固定資産税（都市計画税）の課税 資産明細書等		<input type="radio"/>		
15	完納証明願（連帯保証人用）		<input type="radio"/>		

※申込書類は市のホームページからダウンロードできます。

7 申込みから貸付けまで



※保証協会や金融機関が事業所訪問を実施する場合もあります。

8 当融資を利用した方への補助制度 －利子補給制度と信用保証料補助制度－

- 埼玉県信用保証協会に支払った保証料を最高50万円まで市が助成します。
- 支払利息の50%を市が補助します。

※完済後一括補助又は毎年補助（1年間に支払った利子に対する補助）の選択ができます。

<申込み・問合せ>

加須市役所 経済部 産業振興課

加須市三俣 2-1-1

TEL 0480-62-1111